

【理事会案】

日本比較文学会ハラスメント防止ガイドライン（案）

はじめに

日本比較文学会（以下「本学会」という。）は、会員によるハラスメントを防止するため、ここに日本比較文学会ハラスメント防止ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を制定します。

ハラスメントは被害者の自由な意見表明や研究活動を萎縮させ、自由と平等を基盤とする学会活動の健全な発展を阻害します。本学会は、会員の安全と尊厳を脅かすいかなる人権侵害もハラスメントも容認しません。本学会は、ハラスメント防止のための体制を整備し、ハラスメントを未然に防止するよう努めます。また、ハラスメントと見なしうる事案が発生した場合には、迅速かつ適正に対応し、被害者の保護・救済に取り組むことで、誰もが公正・安全に学会活動に参加できるよう尽力します。

適用範囲

本ガイドラインは、原則として本学会のすべての学会活動に適用されます。具体的には、本学会が主催する全国大会、支部大会、支部例会等の研究発表会、および本学会が主催・共催する学術集会、これに関連する懇親会等の学会行事、本学会の理事会・幹事会・各種委員会・部会・ワーキンググループ等での活動、および事務局における業務等、本学会の活動に関連するあらゆる場での言動が対象となります。本学会員同士だけでなく、本学会の活動に参加する非会員との間に生じた事柄についても、その言動が本学会の活動と関わる場合には、本ガイドラインが適用されます。

ハラスメントの定義

本ガイドラインにいうハラスメントとは、人に備わる権利や尊厳を不当に侵害し、身体的・精神的な不快、苦痛、脅威をもたらすと見なしうる言動を指します。研究・教育・職務上の正当な活動環境を害し、相手に研究・教育活動および職務遂行上の支障や不利益を与えるすべての言動が、ハラスメントに該当します。ハラスメントは、しばしば性別、年齢、人種、民族、国籍、信条、障害の有無など、個人の属性に関わる言動や、力関係・優越的地位を利用した言動の形を取って現れ、結果として個人に不利益・不快感を与え、その尊厳を傷つけるものです。以上の定義に該当する言動は、その態様や呼称にかかわらず、すべてハラスメントとみなされます。以下に代表的なハラスメントを例示しますが、ハラスメントであ

るかどうかは、あくまで上記の定義に照らして判断されます。

・アカデミック・ハラスメント

学会における地位や研究教育機関等における指導的立場を利用して行われる不適切かつ不当な言動を指します。研究発表や論文投稿の機会を不当に制限・妨害する、学会発表の質疑の場で不当かつ執拗な批判を行ったり暴言を吐いたりする等の行為により発表者の人格を傷つける、特定の会員の研究業績を正当な理由なく貶める、といった行為が含まれます。

・パワー・ハラスメント

学会組織上の地位や役職、人間関係上の優位性（立場の上下関係）を背景にして行われる不適切かつ不当な言動を指します。学会の業務遂行に際し担当者に過度の負担を強いる、要求が通らない場合に執拗に非難する、懇親会等への参加を強要する、特定の会員の活動を過度に攻撃する、といった行為が含まれます。

・セクシュアル・ハラスメント

相手の意思に反する性的な言動、または相手の性別・性的指向・性自認に関する不適切かつ不当な言動を指します。性的役割分担を押しつける、性差別的発言をする、性的少数者であることを第三者に暴露したり揶揄したりする、同意なく相手の身体に触れたり必要以上に接近したりする、交際や性的関係を執拗に要求する、といった行為が含まれます。

・ライフイベントに関するハラスメント

妊娠・出産・育児・介護など人生の出来事に関連する不適切かつ不当な言動を指します。育児休業・介護休業などライフイベントに伴う休暇取得中の会員に対し、本人の意思を無視して学会業務等への参加を強要する、逆に本人の希望に反して学会活動や役職から排除する、妊娠中・育児中の会員に対し配慮を欠いた発言をする、といった行為が含まれます。

・その他人権侵害に該当するハラスメント

人種、民族、国籍、宗教、信条、社会的身分、年齢、学歴・職歴、障害の有無、性的指向・性自認、身体的特徴など、個人の属性に関わる差別的な言動、個人の人格権その他基本的人権を侵害する一切の言動を指します。相手の人種や民族的出自を理由に差別的な発言をする、障害があること等を理由に研究成果を正当に評価しない、学会活動において特定の個人に対する誹謗中傷を行う、本人の意思に反してプライバシーに関わる情報（民族や信条、性的指向等）を暴露する、アルコールが摂取できない人に飲酒を

強要する、といった行為が含まれます。

会員の責務

本学会の会員は、本ガイドラインの趣旨を理解し、ハラスメント防止に努めなくてはなりません。日頃からハラスメントに関する知識を深め、自らの言動を省みて公正・誠実に振舞うよう努めるとともに、安全で開かれた研究・教育環境の維持に配慮しなくてはなりません。会員一人ひとりの倫理的行動が、ハラスメントのない健全な学会運営につながります。

ハラスメント防止委員会とハラスメント相談窓口

本学会は、ハラスメント防止のためハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメントに関する相談や申立てを受け付けるハラスメント相談窓口を設けます。相談窓口に寄せられた事案は、当事者が希望するかぎりにおいて、速やかにハラスメント防止委員会に報告され、適切な対応がとられます。ハラスメント防止委員会は、被害者・加害者双方と直接の利害関係を持たない委員によって、必要に応じて関係諸機関とも連携しながら、問題の解決にあたります。ハラスメント防止委員会委員は、関係者の名誉やプライバシーに配慮し、職務上知り得た秘密を他に漏らすことはありません。

本学会員は、誰でも相談窓口を通じてハラスメントに関する相談や苦情の申立てを行うことができます。相談および申立てに対しては、被害者の意思とプライバシーを尊重した対応が行われます。窓口への相談・申立てを理由に、相談者・申立人が本学会内で不利益を被ることは決してありません。

ハラスメント防止委員会の構成と役割、ハラスメント相談窓口の形態および相談・申立ての方法・手順、ハラスメント防止委員会内の手続き等については、別にこれを定めます。

令和7年6月7日

日本比較文学会

本ガイドラインの作成にあたっては「日本英文学会ハラスメント防止ガイドライン」「日本アメリカ文学会ハラスメント防止に関するガイドライン」「日本哲学会ハラスメント防止ガイドライン」「歴史学関係学会ハラスメント防止宣言」を参考にしました。これら文書の作成に携わった方々に、深く敬意と謝意とを表します。